

年 月 日

大阪市財政局税務総長 あて

(申請者)

住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)

氏名 (法人の場合は法人名及び代表者氏名)

(代表者印の押印があれば委任状は不要です。)

大阪市財政局税務部マスコットキャラクターイラスト等使用承認申請書

大阪市財政局税務部マスコットキャラクターイラスト等使用取扱要綱 (以下「要綱」という。) 第3条の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、イラスト等の使用にあたっては、要綱第5条の使用者の責務を遵守します。

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 使用の目的                   |  |
| 使用するイラスト等               | <input type="checkbox"/> 図画<br><input type="checkbox"/> イラスト <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他 ( )<br><input type="checkbox"/> 名称 |
| 使用の方法<br>(使用媒体・数量等)     |  |
| 使用する期間                  | 年 月 日から 年 月 日まで  |
| 使用の態様<br>(具体的に記載してください) |  |
| 申請担当者                   | 所属 :<br>氏名 :<br>電話番号 :<br>メールアドレス :  |

(要綱第5条の使用者の責務)

- ・大阪市及び税田ニャン吉先生の名誉を傷つけるような使用をしないこと
- ・この要綱で定める手続きを経ずに使用の目的、方法、期間及び態様を変更しないこと
- ・使用承認によって生じる権利、義務その他法的地位を使用者以外の者に譲渡し、又は転貸しないこと
- ・商標法 (昭和34年法律第127号) による商標登録、著作権法 (昭和45年法律第48号) による著作権登録、意匠法 (昭和34年法律第125号) による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと
- ・使用するイラスト等が大阪市財政局税務部マスコットキャラクターであることを明示すること
- ・使用においては、定められたデザイン、色を正しく使用し、使用前に当該使用にかかる物件の完成見本を速やかに税務総長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。
- ・使用にあたって貸与されたものについては、使用後速やかに返還すること
- ・使用にあたって提供を受けたものについては、使用後速やかに廃棄又は抹消し、その旨を税務総長に報告すること